

冤罪（えんざい）は意図的に作られる？

証拠を隠すな！

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

死刑制度は認めても、無実の人が誤った裁判で死刑になってもいいという人はいません。

犯人を見つけたい気持ちのあまり、誤認逮捕や、自白を得るための厳しい取調べなどがなされるかもしれませんが、警察や検察も意図して冤罪を作ろうなどとしていない……と信じたいし、誤れば、それこそ裁判で正されるだろうと期待されています。

ところが、裁判でそのチェック機能が働くことはめったにありません。

☆☆☆

冤罪事件では「嘘の自白」がいつも問題になります。「犯行を認めなければ帰さない」「否認していたら死刑になるぞ」などと警察署（代用監獄）で責められ続け、何を言っても耳を傾けてもらえない中で、自暴自棄な気分にもなり、また、この場では嘘の自白をしておいても、裁判になれば真実がわかるだろうと、やってもいないことを、誘導されるままに供述してしまうのです。

ところが、案に相違して、裁判になってみれば、一度は自白しておきながら今になって否認するのは卑怯だ、と言わんばかりに裁判官からも見られたあげく、事件を反省していない、と、より重い刑罰を科せられてしまうことが少なくないのです。

☆☆☆

こうした冤罪の不幸を生まないために、代用監獄の見直しや、取調べの様子を録音・録画する「取調べの可視化」などが検討されてきました。裁判員制度にも、その機能が期待されていました。

冤罪事件が明らかになるたびに、政府・法務省は「あつてはならない」と反省の弁を述べ、頭を下げはしますが、制度の改革には及び腰です。「予算の不足」は言い訳になりません。

☆☆☆

そもそも検察が、その事件についてどのような証拠を持っているかさえ、明らかではありません。被告側から見れば、冤罪の証拠になるものが山のようにあるかもしれないのに。刑事裁判では、検察側と弁護側が対等にわたりあっているように思われているかもしれませんが、それも大きな誤解です。弁護側には、証拠を集める武器がありません。物品や書類の搜索や押収もできなければ、証人を監禁して「ホントのこと言え！」と迫ることもできません。「疑わしいことは被告人の利益に」とハンディがついて当然です。

しかし、実際には、その逆のことがまかり通っています。公の法廷での発言よりも、密室での取調べの記録が優先され、被告の利益になるような情報は隠されています。

これは、冤罪を意図的に作っているようなものではないでしょうか。